4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生していることなど、交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、1市4町2村で構成される上信自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　群馬県吾妻郡東吾妻町役場

○関東地方整備局告示第二百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十七号	千葉県安房郡鋸南町勝山字宮ノ裏三六四番五から同町竜島字向田八六七番六まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月十八日

○関東地方整備局告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　百二十七号	千葉県安房郡鋸南町勝山字宮ノ裏三六四番五から同町竜島字向田八六七番六まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月十九日

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南国市物部字東横田七四三番一から高知市知寄町二丁目三一三番四まで	変更前	A　二〇・九五～六八・〇〇（メートル）	一一・二一五（キロメートル）	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D・E・F　一〇・一四～四五五・〇〇（メートル）	一一・六一六（キロメートル）	
	変更前	A　二〇・九五～六八・〇〇（メートル）	一一・二一五（キロメートル）	
	後	B・C・D・E・F　一〇・一四～四五五・〇〇（メートル）	一一・六一六（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	変更前	A　九・八四～一五〇・〇〇（メートル）	二九・四二〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　二一・四〇～三七二・〇〇（メートル）	二四・二七四（キロメートル）	
	変更前	A　九・八四～一五〇・〇〇（メートル）	二九・四二〇（キロメートル）	
	後	B　二一・四〇～三七二・〇〇（メートル）	二四・二七四（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県島尻郡南風原町字兼城兼城原一九五番一から同町字兼城門原二〇八番一まで	前	一七・七〇～一八・三〇（メートル）	〇・二一六（キロメートル）
	後	一八・〇〇～三九・三〇（メートル）	〇・二一六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県島尻郡南風原町字兼城兼城原一九五番一から同町字兼城門原二〇八番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月十八日